

令和5年度版

～ 保 育 園 の ご 案 内 ～



大紀町役場健康福祉課

※掲載内容は令和5年3月時点のものです。

1. 保育園とは？

仕事や病気などにより、ご家庭での保育が困難である児童をお預かりする児童福祉施設です。児童同士のふれあいを通して、家庭的な雰囲気の中で、楽しく過ごしています。

また、年齢に応じた保育計画をたて、遊びや食事のなかで日々の保育をしています。



2. 入園の条件(保育を必要とする事由)について

大紀町にお住まいで、保護者が次の要件のいずれかに該当するため、家庭での保育ができないと認められる場合につき入園ができます。

但し、同居の祖父母等で保育が可能な場合は除きます。

- ・「家庭外労働」 児童の保護者などが家庭の外で仕事（月 48 時間以上）をしているため。
（求職中の場合でも、入園後 3 ヶ月以内に就労することが条件で申し込みが出来ます。）
- ・「家庭内労働」 児童の保護者などが家庭で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をしているため。
- ・「母親の出産等」 母親が出産前後のため。（入園できるのは出産月とその前後 2 ヶ月間です。）
- ・「疾病・障害等」 児童の保護者などが病気にかかったり、負傷又は心身に障がいがあるため。
- ・「病人の看護等」 その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、保護者などがいつもその看護にあたっているため。
- ・「家庭の災害」 家庭が火災や風水害や地震などの被害にあい、保護者などがその復旧にあたるため。
- ・「就学等」 児童の保護者などが就学（職業訓練を含む）しているため。
（就学予定の場合でも、入園後 3 ヶ月以内に就学することが条件で申し込みが出来ます。）
- ・「その他」 上記要件に類する状態にあり、町長が認める場合。



3. 保育時間について

月曜日～金曜日（日・祝祭日、年末年始を除く）

- ★通常保育時間 午前8：30～午後4：30
- ☆早朝保育時間 午前7：00～午前8：30
- ☆延長保育時間 午後4：30～午後7：00



土曜日（希望保育）

土曜日保育日は、令和5年度より、大宮保育園において実施します。ご両親のどちらも仕事の場合に限ります。給食がありませんので、お弁当（ご飯・おかず・お茶）とおやつを持参させてください。午睡もありますので午睡用具も持参させてください。申請書は各保育園にあります。

保育時間 午前8：30～午後4：30まで
（早朝：午前7：45～8：30）

※希望保育申請のない場合は、休園となりますので、ご承知ください。

☆早朝・延長保育の手続きについて

保護者の勤務時間の都合で早朝・延長保育を必要とされる児童は、事前に早朝・延長保育の申請が必要です。申請書は各保育園にあります。

4. 入園当初の保育時間（ならし保育）について

初めての集団生活を経験されるため、生活環境の変化から疲労を感じる児童もいらっしゃいますので、少しずつ慣れていただけるように一週間程度、保育を午前中のみに行っています。給食はあります。

5. 保育園の一日について

時 間	0・1・2 歳児	3・4・5 歳児
午前8時30分	順次登園	
	年齢別保育（自由遊び、カリキュラムに添った遊び）	
午前9時30分	おやつ	
午前11時30分	給食準備 ・ 給食	
午後1時00分	年齢別保育（年齢により午睡あり）	
	午睡時間 午後1時～2時30分 ※子どもの年齢、季節、気候を考慮して実施	
午後3時00分	おやつ	
	遊び	
午後4時00分	順次降園	

6. 送迎バスについて

2歳児以上の児童を対象に朝の登園バス、夕方の降園バスの運行をおこなっています。なお、2歳児未満の児童は自主登降園となります。

朝（登園） 保育園発 午前8：30

夕（降園） 保育園発 午後4：00

※保育園により多少の違いがあります。

※時刻表につきましては、各保育園よりおしらせします。



7. 大紀町の保育園一覧



○公立保育園

保育所名	住 所	定員	受入年齢	電話番号 (0598)
ななほ保育園	打見296番地1	60	6ヶ月～5歳児	83-3200
大宮保育園	滝原1888番地5	60	6ヶ月～5歳児	86-2010
錦あおぞら保育園	錦788番地10	60	6ヶ月～5歳児	73-2002
大紀保育園	大内山3140番地1	45	6ヶ月～5歳児	72-2076

※定員は変更する場合があります。



入園手続きについては次ページへ 

8. 入園申し込みについて

令和5年度4月入園を希望される児童の申し込みについて

申込書配布期間 : 令和4年11月21日(月)～令和4年12月9日(金)

申込書配布場所 : 健康福祉課、各支所、各保育園

受付期間 : 令和4年11月21日(月)～令和4年12月9日(金)

受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分まで

(※土日祝日を除く)

受付場所 : 第1希望の保育園

※以下の書類をお持ちのうえ、児童同伴で来園してください(在園児を除く)。

※障がいのある児童、発達がゆっくりと思われる児童で入園を希望される方は健康福祉課又は保育園へご相談ください。

● 提出書類

1. 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書 特定教育・保育施設等入所(園)申込書(様式第1号)

2. 就労等証明願

- ・就労での申請には、事業主の証明が必要です。
- ・出産での申請には、母子手帳のコピーが必要です。
(入園期間：出産月及び出産月前後2ヶ月です。)
- ・介護、看護、本人の障がいなどの申請には、診断書又は障害者手帳の写しが必要です。
- ・求職中での申請には、「求職活動に関する申立書」の提出が必要です。
(求職中での申請の方は、入園後3ヶ月以内に就労証明書を提出する必要があります。)

3. 保育料算定資料

《令和4年1月1日に大紀町に住所があった方》

- ・保育料算定資料を提出していただく必要はありません。

※収入など確認ができない場合は、提出をお願いすることがあります。

《令和4年1月1日に大紀町に住所がなかった方》

- ・令和3年度町県民税所得(課税)証明書
(控除・税額など詳しく記載されたものを、令和4年1月1日に住所のあった市町村で発行してもらってください。)



9. 年度途中入園の申込みについて

1. 随時受付をしておりますので、保育園又は健康福祉課にご相談ください。
2. 申込みは、入園希望月の前月の10日までに書類を提出してください。
3. 途中入園は特別な場合を除き、毎月1日からの入園となります。
4. 年度途中入園は、定員に余裕のある保育園のみ可能です。
※3歳未満児(0.1.2歳児)クラスへの年度途中入園は、非常に困難です。

10. 入園承諾について(4月入園申込者)

1. 入園については、子ども・子育て支援法に定める保育の必要性が高い児童から順次決定しますが、定員の都合で希望の保育園に入園できないことがありますのでご承知ください。
2. 提出書類に虚偽の記載があった場合、入園できません。
3. 保育できない状況を調査するため家庭に訪問したり、職場に電話で確認させていただくことがあります。
4. 支給認定書及び入園承諾書は、3月上旬に通知します。

●入園決定後の注意等について

1. 入園を辞退される場合は、決定されていた保育園又は健康福祉課まで早急にお知らせください。
2. 入園承諾通知後、各保育園から1日入園のお知らせをします。
3. 入園申込みのときと家庭の状況などに変更があった場合は、必ず保育園又は健康福祉課に連絡してください。(住所の変更、死別、離別、再婚、勤務先の変更、税額等)
4. 入園後でも保育要件がなくなったときは、退園していただきます。
5. 年度途中で退園する時は、保育園又は健康福祉課に退園届けを提出してください。

11. 保育料(利用者負担額)について

平成30年4月から子育て支援の一環として世帯の所得などに関係なく、本町に住所を有する方の保育園の利用料(保育料)を完全無償(0円)としております。給食費についても徴収しておりません。

12. 暴風警報発令時等の対応について

●暴風警報が発令されたとき

1. 午前7時の時点で暴風警報が発令されている場合は、自宅待機をしてください。
2. 午前7時から午前10時の間に、警報が解除された場合は、午前12時から開園としますので、登園される場合は、保育園まで連絡をし、昼食は済ませておいてください。夕方の降園バスの運行は行います。
3. 午前10時の時点で警報が発令されている場合は、臨時休園とします。
4. 保育時間中に暴風警報が発令されたときは、町長の判断により、閉園する場合がありますので、必ずお迎えをお願いします。

●特別警報等の対応について

特別警報発令時や災害などにより開園が困難な場合、大災害が予想される場合は、安全が確認できるまで閉園することがあります。

また、登降園バスの運行につきましては、天候や路面状況などにより運休することがあります。

13. その他

●食物アレルギー及び食物アレルギーの疑いがある児童の保護者の方へ

児童の安全のために情報をいただきたいので、下記の書類の提出もお願いします。

- ・ 食物アレルギー児に関する調査票・栄養記録票（3月と9月の2回）
- ・ かかりつけ医による食品除去の指示書（除去等はかかりつけ医の指示のもと行う必要があるため）

※保育園の給食については相談の上、対応させていただきます。

用紙は、保育園又は健康福祉課にあります。

●与薬について

くすりは原則として、保育園で飲むことができません。

但し、特別な事情で保育時間中に与薬の必要がある場合は保育園へご相談ください。



●伝染病について

伝染病にかかったときは、登園許可書を提出してから登園してください。

町
是

人の命は何よりも大事

子供は町の宝

お年寄り
は町の誇り



大紀町役場 健康福祉課
大紀町滝原1610番地1
TEL 0598 (86) 2216
FAX 0598 (86) 3276
MAIL kek@town.mie-taiki.lg.jp

